

電気事業法に基づく安全管理検査制度に関する質疑応答集について

令和6年5月
産業保安グループ
電力安全課

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく安全管理検査制度に関するよくある質問及びその考え方について、以下のとおり整理します。

なお、以下に記載する法令等については、次の略称を用いています。

- ①電気事業法施行令（昭和40年政令第206号。以下「施行令」という。）
- ②電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）
- ③電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）
- ④電気事業法施行規則に基づく溶接自主検査（火力設備）の解釈（20120919商局第71号。以下「溶接検査解釈」という。）
- ⑤電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド（20230310保局第2号。以下「検査ガイド」という。）
- ⑥発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号。以下「火技解釈」という。）
- ⑦火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20170323商局第3号。以下「定検延長規程」という。）
- ⑧電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈（20230310保局第2号。以下「定検解釈」という。）
- ⑨使用前・定期安全管理審査実施要領（20231206保局第1号。以下「実施要領」という。）
- ⑩使用前・定期安全管理審査実施要領（20170323商局第3号。以下「旧実施要領」という。）

<使用前・定期安全管理検査>

No.	質 問	回 答	参 考
1	<p>定期安全管理審査の評定結果でシステム（規則第 94 条の 5 第 1 項第 1 号）のインセンティブが付与された場合、次回の受審時期は前回の評定通知を受けた日から 4 年 3 月を超えない時期になりますが、定期自主検査の実施時期は、審査を受けた組織が設置した全ての火力設備が 4 年を超えない時期になるのでしょうか。</p> <p>また、前回の定期安全管理審査でシステム（旧実施要領におけるシステム S を含む。）のインセンティブが付与されていれば、今回の定期安全管理審査を受審するまでの間に増設した火力設備も、全て 4 年（旧実施要領におけるシステム S では 6 年）を超えない時期になるのでしょうか。</p>	<p>実施要領様式 6（審査結果及び評定結果の通知）の「7. 火力設備に係る定期自主検査の実施時期（該当する場合のみ本項目を記載）」では、システムに規定する組織が設置する電気工作物の検査時期は、電気工作物毎で異なりますので、全ての電気工作物（増設した設備を含む。）について定期自主検査を実施すべき時期を示す必要があるとしています。（旧実施要領では、様式 8（定期審査評定通知）の 6. に記載）</p> <p>なお、増設した設備は、基本的には実施要領 6. 5. 2 の但し書きに該当するものと考えます。</p>	<p>実施要領 6. 5. 2</p>
2	<p>規則第 94 条の 5 第 1 項第 3 号に掲げる組織とは、どのような組織が当てはまるのでしょうか。</p>	<p>当該規定は、例えば、低稼働設備や地熱設備などを想定しており、定期安全管理審査のインセンティブ期間中（例えば、システムに規定する組織の場合は、4 年 3 月を超えない時期）に定期自主検査がない組織については、その次（直近）の定期自主検査後速やかに（原則として 1 ヶ月程度に）定期安全管理審査を受けることとするために設けた規定です。</p>	<p>規則第 94 条の 5 第 1 項第 3 号 実施要領 6. 5. 1</p>
3	<p>例えば、過去に低稼働申請を行って承認を受けた火力設備を組織に含めて、システム（旧実施要領におけるシステム A、システム S を含む。）に規定する組織として定期安全管理審査を受審した場合には、その評定において、低稼働申請を行った設備を含むすべての設備に対して定期自主検査の実施時期が通知されることとなります。</p> <p>この場合、①規則第 94 条の 2 第 2 項第 1 号の観点か</p>	<p>ご理解のとおり、規則第 94 条の 2 第 2 項第 1 号と同項第 2 号の規定はそれぞれ制度として独立しているため、それぞれの通知の趣旨を踏まえて対応いただければよいと考えています。</p> <p>例えば、定期安全管理審査の評定を行う実施主体と定期自主検査の時期変更承認を行う実施主体が異なる場合においては、同時期に国から異なる定期自主検査の実施時期が提示される可能性があります。</p>	<p>規則第 94 条の 2 第 2 項</p>

No.	質 問	回 答	参 考
	<p>ら見た定期検査時期延伸後の定期検査実施時期（上記のシステムに係る組織と評定された場合の評定）、②規則第94条の2第2項第2号の観点から見た定期検査時期延伸後の定期検査実施時期（低稼働承認）の2つの規定は、独立した制度として運用されていると考えます。</p> <p>したがって、当該設備が得たそれぞれの通知を踏まえ、定期自主検査の実施時期については、当該設備を管理している設置者が設備の管理状況を判断して決めるものと考えますが、そのような理解で良いでしょうか。</p>	<p>この場合において、規則第94条の2第2項第1号に基づく評定では、制約条件等を考慮しつつ定期安全管理審査を受ける「組織」に対して定期自主検査の実施時期を定めているのに対し、同項第2号に基づく承認では、「申請のあった火力設備」について、低稼働等の特殊性を考慮しつつ当該設備に係る定期自主検査の実施時期を定めています。</p> <p>よって、上記のように国から複数の実施時期が提示された際は、設置者におかれては、それぞれの条件等が提示された経緯を踏まえながら、次回の定期安全管理審査において登録安全管理審査機関に対し、その複数の通知を基に判断した結果（火力設備の定期自主検査の実施時期）をご説明下さい。</p>	
4	<p>定検延長規程1.(8)で規定する「別に定める審査基準」とは、附則3を読む限り今後整備される位置づけのものであると理解しましたが、この「別に定める審査基準」がどのような内容になるのか、今後のシステムに規定する組織としての受審を視野に入れるためにも、事前にその内容を把握しておきたいので、当該審査基準を整備する時期（目処）があれば教えて下さい。</p>	<p>当該規定は、発電用火力設備に係る安全管理検査制度見直し検討会（第1回）資料2の17ページの「更なる延伸の可能性も追求していく。」に対応するもの（同ページの下図中の特例措置）ですが、ご理解のとおり、当面の間、当該規定を適用することはありません。</p> <p>同検討会（第2回）資料3の19ページのとおり、今後「引き続き運転実績を積み上げて、定期検査の延伸に係るリスク評価に資するだけのデータ等が得られた段階で、発電用火力設備に係る安全管理検査制度見直し検討会における検討結果概要」（平成29年1月13日、発電用火力設備に係る安全管理検査制度見直し検討会）の4.を考慮しつつ、必要な検討を行うこととしたい。」と考えています。</p>	<p>定検延長規程1.(8)、 附則3 発電用火力設備に係る安全管理検査制度見直し検討会資料</p>
5	<p>規則第94条の5第1項第1号の規定に基づきシステム（旧実施要領におけるシステムA、システムSを含む。）の通知を受けた組織であって、「定期自主検査の実施時期を4年（旧実施要領におけるシステムSでは6</p>	<p>ご理解のとおり、運転時間等の使用状況に照らし、定検延長内規1.の審査基準に適合する火力設備であれば、更に定期自主検査の時期変更承認を受けることは可能です。なお、規則第94条の2第2項第1号に基づいて国が定めた定期自</p>	<p>規則第94条の5第1項 定検延長規程1. 実施要領様式6</p>

No.	質 問	回 答	参 考
	<p>年)を超えない時期」と通知された火力設備において、定検延長規程 1. に基づき、定期自主検査時期を更に 1 月延長、3 月延長、低稼働・休止設備として更なる延長申請をすることは可能でしょうか。</p>	<p>主検査の実施時期については、実施要領様式 6 (定期審査評定通知) の「7. 火力設備に係る定期自主検査の実施時期 (該当する場合のみ本項目を記載)」欄 (旧実施要領様式 8 (定期審査評定通知) の「6. 定期自主検査の実施時期」の欄) を参照ください。</p>	
6	<p>安全率 4.0 で設計した火力設備で、ボイラーの配管を一部補修する際に米国 ASME E 規格を基に安全率 3.5 で設計したものを使用してもよいでしょうか。</p>	<p>火力設備に係る安全率は、平成 28 年 2 月改正 (液化ガス設備・ガス化炉設備は平成 28 年 11 月改正、スターリングエンジンは平成 29 年 3 月改正) で 4.0 から 3.5 に見直されており、改正火技解釈の施行日以降は、既存の火力設備の一部補修等でも安全率 3.5 で設計したものを使用しても構いません。ただし、設計の際には、工事 (建設) 計画単位で火技解釈又は米国 ASME 規格の類似規格として策定された (一社) 日本機械学会「発電用火力設備規格 基本規定 (JSME)」のどちらかに統一することや、保守管理等の際には、全ての火力設備の中でどの範囲を安全率 3.5 で管理することにしたのかを把握しておくなどといったことについて、設置者において適切に対応する必要があります。</p>	<p>火技解釈第 167 条</p>
7	<p>送電や水力において、使用前安全管理審査の対象となる工事計画に、本省届出と産業保安監督部届出が混在する場合の評定パターンを教えてください。</p>	<p>例として、同一設置者の工事計画 5 件について、5 件分まとめて一体として使用前安全管理審査の評定を行う場合のパターンを示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用前安全管理審査の対象となる工事計画 5 件のうち、全て A 産業保安監督部届出の工事計画の場合は、A 産業保安監督部が評定を行う。 ・使用前安全管理審査の対象となる工事計画 5 件のうち、1 件は本省届出 (A 産業保安監督部の管轄区域内設置)、残り 4 件が A 産業保安監督部届出の工事計画の場合は、本省が評定を行う。 	<p>施行令第 47 条 第 3 項の表 17 号の (一) ~ (十)</p>

No.	質 問	回 答	参 考
		・使用前安全管理審査の対象となる工事計画5件のうち、1件は本省届出（A産業保安監督部の管轄区域内設置）、残り3件がA産業保安監督部届出、もう1件がB産業保安監督部届出の工事計画の場合は、本省が評定を行う。	
8	旧実施要領において、システムA、Bが混在する場合は、システムBの発電設備はそのまま検査項目を継続、あるいはシステムA並みに「日常の保守管理」、「運転状況（温度/圧力超過、振動）」、「運転状況（事故対応、再発防止）」の項目を追加する必要があるのでしょうか。 システムに一元化されることで、保守管理要領書等を作成する必要があるのでしょうか。	そのご理解のとおりです。旧実施要領のシステムBで評定を受けている事業者におかれては、システム審査を受審されない場合は、個別審査で対応していただくことになります。	実施要領6.5.1
9	旧実施要領のシステムAの場合、累積運転時間が10万時間を超える場合には余寿命診断を行い、評価余寿命までに次回検査するなど設備的対策に関する検査項目が有りましたが、実施要領にも同様な検査項目が含まれているのでしょうか。	含まれます。旧実施要領のシステムAとシステム審査の運用は基本的に大きな変更はありません。	実施要領 添付資料1-4
10	実施要領のシステムのボイラー等検査実施時期が“最大4年”と記載ありますが最大と記載している理由をご教示願います。 システム一元化後もボイラー設備の検査項目を継続（保守管理しない）する場合、検査実施時期は2年となることを意味するのでしょうか。	ボイラー等の検査時期は、規則第94条の2第1項に定める時期（2年）を基本とするところ、システムとして評定を受ければ4年まで実施時期の延伸が可能という意味で、「最大4年」と表現しております。これは旧実施要領のシステムAの運用のままです。	実施要領6.5.2
11	旧実施要領のシステムS、A又はBの評定に基づく定期安全管理審査の受審時期は、当該審査期限が到達するまで有効でしょうか。その後、引き続き、旧実施要領のシステムで審査を受けることはできないでしょうか。	そのご理解の通りです。現制度が施行された令和5年12月21日以降の受審申請は、現制度のシステムで審査を受けることになります。システム審査を受審されない場合は、個別審査で対応していただくことになります。	実施要領6.5 添付資料1
12	旧実施要領において「保守管理」を構築していないボ	実施要領では火力設備のシステム区分が1つのみとなるた	実施要領6.6.2

No.	質 問	回 答	参 考
	エラーを含んでいてもシステムAとしての評価を受けていますが、実施要領のシステムも同様に保守管理等の項目を構築していない発電設備が含まれていても、システムとして認めていただけるのでしょうか。	め、全ての設備について保守管理等の項目を構築する必要があります。 ただし、全ての設備で一律である必要はなく、設備毎に適切な保守管理等を行っていただければ結構です。	実施要領9.1
13	風力設備において、初回定期自主検査を6ヶ月、1年等、短周期の時点で実施した場合、その時点で定期安全管理審査を行うのでしょうか、それとも定期自主検査対象部位の点検が一通り終わる3年の定期自主検査時点で、初回の定期安全管理審査を行うのでしょうか。	定検解釈においてメンテナンス部位毎に点検周期を例示しておりますが、風力機関及びその附属設備の定期自主検査の実施期間は、規則第94条の2第5号で定めたとおり、つまり、メンテナンス部位の点検が一通り全て終了する期間である3年になります。	実施要領6.5, 6.6
14	マニュアル・手順書等ほどの程度まで共通であれば「複数の発電所一体の法定自主検査実施体制」と見なせるか。	実施要領において、「各発電所の法定自主検査実施組織の上位組織が、複数の発電所において共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所の法定自主検査実施組織が共通のマニュアル、手順書等に従い法定自主検査を実施する体制をいう。」とされており、原則として、当該検査実施体制に含まれる全ての発電所に適用可能なマニュアル、手順書等が上位組織で策定されることが求められています。上位組織で定められるマニュアル、手順書等以外で、発電所毎にその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定され、その手順どおりに作成されていることが必要となります。	実施要領4.(12)
15	全社共通の品質マニュアルを用いて法定自主検査を行っている場合、審査範囲は全社となるのか。	全社が審査対象となるわけではなく、各法定自主検査に携わった範囲の組織のみが審査対象となります。	実施要領
16	複数の発電所一体の共通の法定自主検査実施体制として、共通のマニュアルで運用している発電所と建設所も一体の組織として申請することは可能か。	共通のマニュアルで一体運用ができている実績があれば、発電所と建設所の一体化も可能です。	実施要領4.(12)
17	複数の発電所一体の共通の法定自主検査実施体制を構築した組織が、インセンティブ期間中に組織内の一部	例として、X事業所（A発電所、B発電所、C発電所）が一体化組織としてインセンティブを付与されたが、インセン	実施要領図2-2

No.	質問	回答	参考
	の発電所を複数の発電所一体の共通の法定自主検査実施体制から分離する方法は。	<p>タイプ期間中にA発電所を一体化組織から分離する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A発電所単独の法定自主検査実施組織として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。 ・ この場合、X事業所（B発電所、C発電所）については、複数の発電所一体の共通の法定自主検査実施体制を構築している法定自主検査実施組織を引き続き維持する。 	
18	使用前安全管理審査、定期安全管理審査に関係なく、インセンティブが付与されていればまとめて受審（使用前・定期2審査一体）することが可能か。	インセンティブの付与に関わらず、使用前安全管理審査と定期安全管理審査をまとめて受審することはできません。それぞれの区分ごとに申請・受審・評価が必要です。	実施要領5.1
19	新設した火力発電所において、システムの申請を行うには最低何年が必要か。	規則第94条の5第1項第1号に規定する組織としての定期安全管理審査を受けるには、規則第94条の5第1項第1号又は第4号に規定する組織として3年間継続している必要があります。なお、運転の開始後は運転・保守管理を行っているため、安全管理審査の実績に関係なく、第4号に規定する組織とみなされます。	実施要領6.6.2

<溶接自主検査>

No.	質問	考え方	参照条文等
1	溶接自主検査をここ最近行った記録がありません。どのような準備をしておけばよいのでしょうか。	将来突発的に溶接を行い、溶接自主検査をする必要がでてくることも考えられますので、検査ガイド等を参照して、貴社における溶接自主検査の運用を事前に検討して下さい。	溶接検査解釈 検査ガイド 実施要領
2	規則第79条に規定される熱交換器には、冷却器は含まれるのでしょうか。	<p>規則第79条第1号イに規定される火力発電所に係る熱交換器には、冷却器^{〔※〕}は含まれません。</p> <p>〔※〕ここでいう「冷却器」は、蒸気タービンにおける潤滑油冷却器や発電機の水素冷却器等を指します。（一般名称として）「～冷却器」「～クーラー」と称されているもの全てを指す訳ではなく、その設備の機能を踏まえて判断いたしますので、不明な点がある場合は各産業保安監督部等にご相談下さい。</p>	規則第79条

3	「あらかじめの検査」はどのようにすればいいのでしょうか。	客観性を有する方法による試験によって、設置者が自己確認をすることが必要です。検査ガイド第2部5.等を参照して下さい。	検査ガイド 第2部5.
4	溶接自主検査を委託する場合、溶接自主検査の運用はどのような点に留意すればよいのでしょうか。	電気事業法第52条により設置者による溶接自主検査が義務づけられていることを踏まえ、溶接自主検査を委託する場合は、設置者自らが、外注管理など委託先である協力事業者の管理を適切に行う必要があります。検査ガイド第3部等を参照して下さい。 また、委託先がさらに委託している（再委託している）場合には、設置者として溶接自主検査が適切に行われることを管理していく観点から、委託先が適切に再委託できるような体制になっているかなどを確認して下さい。	検査ガイド第3部
5	民間製品認証制度のうち、溶接士技能承認・溶接施工法認証に関する記載がありませんが、溶接自主検査への活用はできないのでしょうか。	従来どおり、溶接自主検査に活用できます。 なお、製品評価による認証を活用する際は、プロセス認証が必須ですが、溶接士技能承認、溶接施工法認証、溶接士の更新を活用する際は、プロセス認証は必須ではありません。	検査ガイド 第3部4.4 実施要領
6	発電設備の新設の場合においては、溶接検査対象となる多数の電気工作物が含まれます。この場合、電気工作物に応じて、また、溶接施工工場に応じて「民間製品認証制度を活用するものと活用しないもの」を混在させても構わないのでしょうか。	構いません。民間製品認証制度の活用にあたり、全ての電気工作物に一括して民間製品認証制度を活用することを、その条件にはしていません。	検査ガイド 第3部4.4 実施要領
7	協力事業者がなく、設置者のみの溶接自主検査体制であっても、民間製品認証を活用することができますか。	活用することができます。	検査ガイド 第3部4.4 実施要領
8	民間製品認証制度の活用に係る設置者への要求事項に「現地立会い及び記録等により、最終耐圧試験実施状況を確認すること等を通して検査の実施状況を確認すること。」と記載されていますが、検証の方法は「現地立	「現地立会い及び記録」による確認は、民間製品認証制度を活用する場合における設置者の関与の一例を示したものです。活用にあたっては、設置者が民間製品認証制度の内容を理解した上で、現地（溶接自主検査が実施される場所での）	検査ガイド 第3部4.4 実施要領

	<p>会い及び記録」による確認が必須事項なのでしょうか。</p>	<p>立会いを実施するなど、例示を踏まえた確認方法を実施して下さい。なお、「製品認証書」の存在を単に確認するだけでは確認とは言えませんので、注意が必要です。</p>	
9	<p>検査ガイドでは、使用前自主検査及び定期自主検査の対象となる電気工作物が存在する場合、使用前（定期）安全管理審査において溶接自主検査の実施状況及びその結果を確認することになるため、溶接自主検査が完了した日から最も近い時期に受審する使用前（定期）安全管理審査の中で、漏れなくその実施状況及びその結果に関する確認を受ける必要があると規定されていますが、使用前（定期）安全管理審査の受審がない年度に実施した溶接自主検査は、溶接自主検査年報の提出は必要でしょうか。</p>	<p>使用前（定期）安全管理審査の中で、溶接自主検査の実施状況及びその結果の確認を受ける予定であるならば、次回の使用前（定期）安全管理審査の受審までの間は、受審がない年度分の溶接自主検査年報の提出も不要ですが、例えば、使用前自主検査及び定期自主検査の対象となる電気工作物がない組織や、使用前自主検査及び定期自主検査を実施しないまま組織を解体するなど、使用前（定期）安全管理審査受審の予定がない場合には、溶接自主検査年報の提出が必要になります。</p>	<p>報告規則 第2条の表第9号 検査ガイド 第4部2.1.(2)</p>
10	<p>報告規則では、本年度に実施した溶接自主検査の実施状況及びその結果を、翌年6月末日までに国へ報告しなければならないと規定されていますが、例えば、本年4月頃に突発的な事故が生じて、使用前自主検査の対象にはならない溶接自主検査を実施した場合、当該設置者は別途、翌年7月頃に定期自主検査を実施する予定であれば、翌年6月末日までに報告する溶接自主検査年報は国に提出せずに、次回の定期安全管理審査の中で併せて確認を受けることにしてもよいでしょうか。</p>	<p>定期自主検査の対象となる電気工作物が存在する場合には、設置者が溶接部も含めて技術基準適合性の確認を行い、そのために十分な方法で検査が適切に行っていたかを登録安全管理審査機関が確認し、国が総合的な評価を行うので、溶接自主検査年報の提出は不要ですが、次回の定期安全管理審査の中で漏れなく溶接自主検査の実施状況及びその結果の確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、やむを得ない事情により、次回の定期安全管理審査で確認を受けることができない場合は、各産業保安監督部等にご相談下さい。</p>	<p>報告規則 第2条の表第9号</p>
11	<p>検査ガイドでは、設置者が当面新たに使用前自主検査又は定期自主検査を実施する見込みがないものについては、国は溶接自主検査の実施状況及びその結果について報告規則第2条に基づき溶接自主検査年報を国へ提出することと規定されていますが、この「当面」とは具</p>	<p>当該規定は、例えば、個別審査（規則第94条の5第1項第4号）の組織が、報告規則第2条の報告期限の段階において、インセンティブを取得する予定がなく、保存期間満了（溶接自主検査結果の記録は5年間の保存義務あり）までの間に使用前自主検査又は定期自主検査を実施する見込みもない場合</p>	<p>報告規則 第2条の表第9号 規則第82条の2 検査ガイド 第4部2.1.(1)</p>

	体的にどの程度の期間を想定しているのでしょうか。	を想定しています。 溶接自主検査年報を報告すべきかの判断に迷われましたら、各産業保安監督部等にご相談下さい。	
--	--------------------------	---	--